30	相続分			●		連帯納税義務、第二次納税義務の場合は、本項目は削除
31	相続開始日	元号		●		改元を考慮し刷り込みではなく可変項目を可とする。 連帯納税義務、第二次納税義務の場合は、本項目は削除
32	相続開始日	年月日		●		
33	帳票整理番号				●	帳票自体の特定が可能な番号を印字する。
34	教示文				●	